

## 他の大学等の授業科目の履修規程

平成21年4月1日

規程第113号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学学則(平成21年規程第1号)第20条の規定に基づき、他の大学又は短期大学(以下「他の大学等」という。)における授業科目の履修等について必要な事項を定めるものとする。

(授業科目の履修)

第2条 青森公立大学(以下「本学」という。)の学生は、本学と協議が整えられている他の大学等の授業科目を履修し、単位を修得することができる。ただし、本学との協議が整っていない場合であっても、他の大学等の授業科目を履修しようとする学生の目的と利益が明らかであって、かつ、本学での履修計画に大きな支障がないと判断されるときは、学長は、これを許可することができる。

(履修許可)

第3条 他の大学等の授業科目を履修し、単位を修得しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(提出書類)

第4条 他の大学等の授業科目を履修し、単位を修得しようとする者は、他の大学等授業科目履修願その他必要な書類を提出しなければならない。

(成績評価)

第5条 他の大学等で修得した単位を本学で修得したとみなす場合において、履修成績の評価を行うときは、評価の相違等による必要な調整を加えることがある。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。